市 民 関 係 部 課 長 会 議 会 議 録

１　日　時　平成２５年７月９日（火）　１３時３０分～１４時４５分

２　会　場　愛知県自治センター４階　大会議室

３　当番市　新城市

４　出席者　県・・・総務部市町村課　課長補佐　加藤隆志
主査　天野孝教
主事　竹山桂子
市・・・名古屋市住民課長　河瀬正訓　始め４０名
市長会事務局・・・財政係長　石川浩司　始め２名

５　内　容

（１）開　　会

市長会事務局（財政係長）　石川浩司

（２）あいさつ

①開会あいさつ　市長会事務局（財政係長）　石川浩司
②県出席者紹介
③県あいさつ　加藤課長補佐

外国人住民についての住民基本台帳ネットワークシステムの運用が開始されたこと、３月下旬に発生した住基ネット障害に対しての原因の検証と今後の対策についてラスデックに意見書を提出したこと、５月２４日にマイナンバー法が成立し、県の総括担当課は情報企画課であり、住基システム改修など様々な業務について適切な対応をすること、事前登録型の本人通知制度の未導入の団体については導入に向けての検討をすること、市民関係部課長会議として、活発なご意見を出していただき、有意義な会議になることの説明があった。

（３）議長選出

新城市（市民保険課長）　今泉訓行

（４）議　　題

議題１　共通番号制度の個人番号カード導入に伴うコンビニ交付実施のお考えは
（北名古屋市・稲沢市提出）

○提案市からの趣旨説明
（北名古屋市）
個人番号法成立に伴いコンビニ交付実施をどのように考えているか、各市の状況をご教示いただきたい。
（稲沢市）
将来的にはコンビニ交付を実施していきたいが、個人番号カード交付の時期と同時にコンビニ交付を実施するのか、いつごろ実施する予定でいるの

か各市の状況をご教示いただきたい。
○各市の状況について（議長）
別添「回答書」のとおりであるが、同時にコンビニ交付を導入することで計画している東海市、田原市に今後の対応について、また、既にコンビニ交付を実施している一宮市に現状と今後の対応について説明を求める。
東海市
個人番号カードを配るなら、暗証番号を入れて配ると考えている。一点疑問に思うのが、当初は１０年有効といわれていたが、今は資料を見ると５年になったということで、５年でカードを作り直さなければならないということに苦慮している。実施計画もついていないのでどうなるかわからないが、同時に暗証番号を設定してもらい配りたいと考えている。
田原市
平成２４年度に各課の問題事項について検討して、最終的な判断をする政策推進会議にこの条件を提案した。方向性としては今現在、自動交付機もない、お客様に対して申請書を一つ書くにもご苦労をかけている。少しでも改善しつつさらに次にステップしていくうえで、職員の経費、住民に即した利便性を考えていくにはコンビニ交付に勝るものはない。好きな時に発行できれば職員の負担の軽減、費用的にもいいということでぜひ進めてほしいと判断された。今後マイナンバーカードをうまく使い交付の時にトラブルがないように機能を付けて、コンビニ発給に同時に準備を進めていく。
一宮市
平成２４年１０月９日コンビニ交付を実施し、今現在、住基カードの交付率は約８％弱まできた。コンビニでの証明書交付件数割合は、総件数の５％まで現在来ている状況です。市内８００のコンビニで利用されている。皆さんのご協力をいただいて６月の広報に市長名で一面に載せた。住基カードの作成を多く対応しているところです。それに伴いコンビニ交付も順調に伸びている状況です。今回、個人番号カード導入について２８年１月から導入となるが、一つの問題点がある。番号通知した時に申請を併せて送るということになっているが、申請書を受けた段階で写真を用意して申請しなければいけない。一宮市の場合、現在写真も無料で撮影している。従って、非常に利用しやすい形となっているが、写真を用意しなければならないのが、一つの難点になるかなと思う。もう一点、懸念するところが、個人カードがどういったものに利用できるか具体的に示されていないと思う。利用内容によってはなかなか普及しないのかなと思う。ただ、私どもが事業を進めた段階においては、良かったなというのが現状であり、さらに個人カード２８年１月までの間に住基カードの普及を図り、市民の利便を図りたい。また、２８年１月以降も切り替えに伴い積極的に推進を図りたい。

○追加質問なし
○他市質問
岡崎市
（２）の回答に近い状況。番号制度庁内検討会議を立ち上げ、その中で方向性を出していく。ホストコンピューターの運用が２８年末との兼ね合いもあり２８年１月ではまだホスト運用せざるを得ない。即、コンビニ交付は対応でき

ないので新システム移行の段階で考えている。提案ですが、ある程度市の中で積極的に導入という市もあるので、例えば、愛知県地方電子推進協議会で共同利用型でとか、そのようなことを提案していきたい。どれだけ経費が削減になるかはわからないが、そういう発想もありかなと思うのでもう少し進んだ段階で投げかけていきたい。実現は難しいと思うが。意見として発言した。回答はいらない。

県の意見

市民関係課長会議において、コンビニ交付については、連続で議題に上がっており関心が高い。昨年１０月に一宮市が開始され全国的に見ても導入団体は増加している。平成２４年７月８日時点では４７団体、２５年７月１日現在では６９団体で、約１年間で２２市町村がコンビニ交付サービスを開始したことになっている。コンビニ交付の業者は、昨年度の会議の時点ではセブンイレブンのみであったが、そのあとローソンとサークルKサンクスが対応し、今年度の秋からはファミリーマートが追加される予定。コンビニ交付における住基カードと個人番号カードの相違点については、コンビニ交付で使用するＩＣカードの領域について、住基カードの方では独自利用領域を使っていた。従ってこの独自利用領域を使用してコンビニ交付を実現するにはＩＣカード標準システムを構築する必要がありました。一方ラスデックに聞くと、個人番号カードによるコンビニ交付では、公的個人認証利用領域を利用する予定ということです。コンビニ交付を行う場合でも、ＩＣカード標準システムについては、不要となるという見込みということです。なお、現在住基カードを利用してコンビニ交付を行う場合は、条例の制定が必要で３０条の４４の第１２項にその記載がある。マイナンバーの制度のもとでは、公的個人認証サービスを利用する場合には、条例制定は不要となると聞いている。議題の中で、コンビニ交付用の暗証番号を証明発行システムに登録するという記載があるが、ＩＤの登録をするということかと思うが、マイナンバー制度のもとで公的個人認証サービスを利用する場合については、電子証明書の方がＩＣカードに搭載されていれば、コンビニ交付のための利用登録の方は不要だと聞いている。話をきいていると、利用登録の方と暗証番号が同一かどうかわからないので、その点については確認して進めていきたいと思う。続いて、個人番号カード導入の扱いだが、個人番号カードが導入されても経過措置により、住基カードの方が個人番号カードとみなされる。二つのＩＣカードが利用されるこの期間については、住基カードをコンビニ交付の対象とするかどうかによって、個々の市町村の対応が変わってくると思う。今後は、各市においては、住民の方の利便性の向上と必要なコストの両面を見極めながら、現時点では見込みと予定の情報なので、引き続き情報収集に努めていただき取組でいただきたい。

最後に参考の情報として、既にメールでお知らせしているが、コンビニ交付に関して３点紹介する。

コンビニ交付推進セミナーが８月１日（木）に開催される。内容は、コンビニ交付の現状と今後の方向性についてなど、コンビニ交付に関する内容から、総務省住民制度課による番号制度とコンビニ交付における市町村の取組みについてなどが説明される予定。申し込みの締め切りについては７月２５日ということで定員を超えると参加できないので注意をいただきたい。

二つ目、ラスデックによるコンビニ交付関連説明会への講師派遣ということ

で、地方公共団体が独自で企画して開催するコンビニ交付関連の説明会については、ラスデックの方が派遣する講師にかかる費用については、原則ラスデックが負担するというものです。関心のある市においてはご活用ください。

三つ目、情報収集をしたいという場合については、ラスデックの研究開発部の方に電話で問い合わせることも可能です。電話番号 03-5214-8002 です。お伝えした内容については、ラスデックの研究開発部に問い合わせた内容になっています。

議題２　不正取得に係る情報開示について（北名古屋市提出）

①不正取得による本人通知した場合、どのように対応されていますか（どこまでの内容を本人に告知し、開示請求があった場合どのように対応されていますか)。

○提案市からの趣旨説明

（北名古屋市）

プライム事件が一昨年おこったが、その前に県から不正取得に係る本人通知の要綱の雛形が示された。そして、その間に第三者取得による通知制度の雛形が示されたということで、いろいろな形で要綱の雛形が示されて、どの自治体も対応をされていると思うが、プライム事件で不正取得があった自治体で、本人通知した自治体はどのように対応をされているのか。内容を、最初は電話での対応になると思うが、相手から加害者や請求理由を求められた場合、口頭でどこまでの範囲を伝えているのか。そしてさらにその状況を教えてくれと言った場合に、開示請求の申請なしに見せているのか。どのような対応をしているのか？

北名古屋市は県下９件プライム事件の不正、職務上の請求がありそのうち１点を警察に押収された。資料が裁判の方に使われて、公判の中で有罪になったその資料として使われて、資料は偽造だったということがはっきりした。本人通知要綱があるので公判の結果に基づいて、あるいは、いろいろな報道機関がお書きになった情報などに基づいて通知をしなければいけないということで１件に対し本人通知をした。プライムの容疑者の名前、何通取ったかを報告したが、依頼人のところは非開示ということで報告しなかった。１件だけだったので事前に通知する前に本人に確認したところ、すでに警察の方から聞かされ知っているということではあったが、通知して開示した。他の自治体の対応をお聞かせいただきたい。

○各市の状況について（議長）

本人通知等を行い本人に知らせたと回答した、安城市、尾張旭市、愛西市に説明を求める。

安城市

直接裁判には関係していないが、不正請求されたものとして、住民票関係で５件、戸籍で２件だったかと思う。本人通知を行なった。プライバシーの観念はあったが、第１回目の通知においてプライム事件の概要、構図、それと、その方に対して住民票の請求がいつどのような目的でされたか、プライムの請求者名すべて出し通知した。出した内容については、開示請求された場合にここまで開示することになるであろうという判断のもとで、個人情報

の部署と相談してそこまでを最初から載せた。実際には、１件の方から電話があり、また直接安城市の方にも東京在住の方がみえた。通知をもらったことで不安が強くなったとおっしゃったが、不安が強くなったが通知をもらったことには感謝しているという言葉もいただいた。本人通知をした際には、最初から個人情報を出していくという状況です。

尾張旭市

本人通知の要綱はないので、この事件についての対応ということで説明する。

４件しかなかった。２家族だった。通知するかどうかは弁護士に相談したが、公になる前にいち早く市から知らせたほうがいいでしょうというアドバイスをいただいたので連絡した。事前に電話をすることはなく、事件概要をまとめた通知を文書でした。その内容については、どこまで出すか顧問弁護士さんに相談し、個人情報保護条例の規定に基づいて出せるところまでは出した方がいいでしょうというアドバイスだったので、特定されるような部分は知らせてないし、仮に開示請求があった場合でも、残念な形になるが黒塗りで出すというつもりで準備をしていたが開示請求はなかったと聞いている。

愛西市

３件の該当者がいた。但し１件の方については、海外転出をされていたので、連絡も当然取れないということでその方については見送ったが、２件の方については、住民票の不正請求があった。市の本人通知要領に基づき通知文を本来だす手順であったが、通知を出すより直接話しをしたほうがいいのではないかということで直接本人に面接を行った。

一部始終この内容はすべて本人に隠し事なしにすべて話しをしたが、逆に本人様も隠さずに話したことで安心感を持たれたということで、不安にならられることもなく、提案するときに今後の対応として被害がおきた時にどのような自分の防御策を取ったらいいかということでいろんな法律相談だとか弁護士の窓口相談だとかいろんなことを相談させていただき、本人さんに納得していただき本人に了解を得た。

○追加質問なし

○他市質問

清須市

不正取得があった場合に、面談すると同時に市として被害届とか告発等は一緒にされるかどうかお教え願いたい。また、他県の状況も把握されていればお教え願いたい。

県の意見

他県の状況を確認しようとしているところなので、確認して一覧ができ次第何らかの形で報告する予定。

清須市

被害届を出している市はあるか。

回答

該当なし。

②個人情報の開示の中で、自己情報のコントロール権は、どこまで及ぶと解釈されていますか。

○提案市からの趣旨説明
（北名古屋市）
窓口で個人情報の開示請求があった場合に、どこまでの範囲を示していくのか。お伺いする。自己情報のコントロール権は、個人が自己に関する情報の流通をコントロールできる権利として確立されていることで、情報の開示の要求をできる範囲とも解釈できるのではないかと考える。自治体にとっては逆にどこまでを開示していかなければという課題でもあるのではないか。各自治体の考え方をお聞かせ願いたい。北名古屋市は８業士の職務上請求に開示されているものに対しては、依頼人の情報以外のものは開示していく方向である。全国的な動きも見させていただいたが、大体そのようなところで全国の動きがあって、個人情報のコントロール権というものが確立されつつあるのではないかと思う。どこまでの区分を開示していくのか各自治体どのように考えているかお聞かせ願いたい。
○各市の状況について（議長）
豊橋市、岡崎市、碧南市に説明を求める。
豊橋市
不正取得と判断できるような場合の行為者については、情報が開示できると思っている。ただ第三者情報となる依頼人や使者の個人情報は開示できないと思っている。
岡崎市
職務上の請求用紙で請求された場合の本人さんの個人情報の開示請求にあたっては、豊橋市と同じように第三者は当然開示できないが、使者の個人名や、事務所の職印は開示できないと解釈している。
碧南市
自己情報コントロール権は、言葉であるものの明確な規定は法・条例ではないものと解釈している。現状での碧南市の場合、個人情報保護条例の中でいっている自己情報の開示、訂正、目的外使用の本人同意で、個人の情報の保護はしていると解釈している。第三者情報については、本人の分についてはだします。
法人情報の中で、法人の弁護士から請求のあったものについては、法人に不利益が及ばなければ開示する方向でいる。どこまで開示できるかということについては、個人識別情報と定義しているすべての情報については、開示できると考えている。
○追加質問なし
○他市質問なし
③各市町村におかれている情報開公開・個人情報保護審査会に、不正取得事件や個人情報開示請求で意見等を求められていますか。
○提案市からの趣旨説明
（北名古屋市）
資料２－②をご覧いただきたい。いろいろな自治体さん口頭なりあるいはいろいろな形で事件の概要などを本人に通知などをされているが、２－②の資料を見ていただくと個人情報の目的外利用について説明がある。不正取得者の氏名を公開することは、目的外利用にあたるからやってはいけないということが書いてある。ただ、例外規定があるということで、別表

のとおりということになっており、裏の別表をみていただくと、どこの自治体も本人の同意には丸がうってあるが、⑧の個人情報保護審議会の意見を聞くプラス特別な理由、公益上の理由ということで不正取得者の氏名を本人に通知する場合は、目的外利用になり、それが許されるのは個人情報保護審議会の意見を聞いていいという形で承認をもらったら、これを告知することができるという風に捉えることができるのだが、最後の矢印を見ると本人通知にあたっては、各市町村が個人情報保護条例に基づき行うことになるが、その根拠としては、一般的には実施機関が個人情報保護審議会の意見を聞いて特別な理由があると認められたとき該当するものと判断した上で行われるものと考えられる。個人情報保護審議会の意見を聞いて承認をもらわないと、不正取得者の氏名を本人に通知することはよろしくないというような内容の解釈になるのかなという風に捉えることができる。この資料は今年の２月の５日に県の市町村課が開催された時の資料ですが、資料を遵守するとあまり審議会の意見を聞いてないと本人に通知することができないのではないかという風に読み取れるのですが、よその自治体さんは、この個人情報の審議会をどのように活用されて意見を求められて承認を得られているのかなということをお聞きしたい。審議会を有効に使われているのかなというようなことを加えてお聞きしたい。北名古屋市の場合、審議会に今回のようなものを諮ったことがなくて、個人情報の審議会は、不服申し立てがある場合だけに行うと所管する総務から言われていて、なかなか事業報告計画そういうところで終わってしまって、審議会に意見を求めたり、あるいは活用するようなことがなくて敷居が高いような会議じゃないかなとみている。ほかの自治体はどのようにやられているかお聞きしたい。

○各市の状況について（議長）

名古屋市、みよし市、あま市に説明を求める。

名古屋市

住民票の写しの等が不正に取得された場合の本人通知については、平成２１年１０月に要綱を整備した。それに基づいて実施している。要綱の策定施行にあたりまして、条例に基づいて個人情報保護審議会に意見を求め統括的に見て審議から個人情報の目的外提供について、公益上必要があると認められたうえで要綱を整備した。プライムについては、５件あり通知した。個別に個人情報審議会に諮ったわけではなくて、要綱そのものが審議会から公益上必要があると認められているので、それを踏まえて通知した。

みよし市

実施要綱を定めていなかったので、県からの通知、県からの説明により、通知しなかった場合の、本人の不利益の発生の市の責任等を検討した結果、必要であろうと４月１日施行で要領を制定した。要領を制定するにあたって、個人情報の目的外使用の部分が引っかかってくるということで、個人情報保護審査会の方に了解を得てやるべきと思ったが、時間的に開催の予定もなかったので、審査会を得ずにできる方法はないかということで、単純に不正取得があったことのみを連絡し、それ以降のことについては、開示請求をするという手続きをしてもらえば、審査会の了解を得なくていいのではないかという判断に基づき、４月１日施行で要領を制定した。実際に県からの照会が

あったが、要領を制定していないところについてこれに限って決裁を取っておくとか、どういう方法を取るかという照会がありましたが、どこの市町村も送らないような状況があったので、一度審査会の方に、送るにあたって意見だけを聞いといたほうがいいかということで、報告という意味で、審査会の方に５月７日に開催された時に報告した。その中で、審査会の意見として「罰金刑に処せられ確定した事実を確認した場合」「愛知県その他関係団体からの情報提供を受け、その事実を把握した場合」ということで前者の場合はいいが、後者の場合については、ここにあるように、あくまで公訴事実に記載されて判決で確定したものでなく、余罪かどうかも分からず、本人が否認すればそれだけのものですよということで、これを通知することは不安であるという審査会の委員さん全員の意見があった。その意見を付け再度内部で検討した結果、今回は審査会の意見をうけて実施をしないという判断をした。せっかく実施要領を作ったが「愛知県その他関係団体の情報提供を受けその事実を把握した場合」は今後削除しようかなと考えている。

あま市

２２年３月に合併、以前に甚目寺町で不正取得による要綱が制定されており、制定時点で、すでに個人情報の目的外利用の外部提供に資料２－②にあるような内容に該当するということで、事前に審議会の方に意見を求めたうえで要綱を制定している。そのままあま市になってその要綱を引継ぎ現在に至っている。今回のプライム事件について、６件通知したが、すでに要綱制定時に審議会の意見を聞いて認められている内容で、特に通知に関しては意見を求めてはいない。余談になるが、昨年４月１日に不正取得ではなくて、事前の登録型の本人通知制度を制定しているが、こちらに関しても同じように審議会の意見を求めて承認され制度を策定している。

○追加質問なし

○他市質問

岩倉市

みよし市の意見で、審査会で言われたことなのでみよし市に言ってもしょうがないが、審査会の意見の中で本人が否認したらという意見が出たが、ただ今回プライム事件について、担当が４月に異動してきたのでその時には承知してないので間違ったことを言っているのかもしれないが、プライム事件は用紙そのものを偽造されたものと聞いているので、不正のことを否認しようがない紙を偽造したことは確定しているから、その紙で申請を受けたことが不正なことじゃないのかと思った。先ほど清須市さんから告発云々という話が出ていたが、被害を受けたかどうかといえば市は被害を受けてないので被害を届けるということはありえないと思うが、ただ不正な紙で申請されたということになると、それは公的機関として不正を知った時点で、告発しなければならないという義務があるので、本来は偽造された紙で持ってこられたのであればすべて告発しなければならないと聞いた時には思った。だから清須市さんが質問された時どう答えられるのかなと思ったが、どこも告発していないし、県からも告発しなければならないという指導がなかったと聞いているので、私どもも黙っていればいいのかと思った。質問というかフリーな意見でいい、今の話で告発しなくてもいいのかということと、偽造された紙で請求されたことに対して、これはどういう風に市として判断するのかと

いう意見をお聞きしたい。

みよし市

審査会の中でも、偽造された番号がわかっているということに対し、それがどうしてわかったかという質問があった。県が検察庁に行って供述調書を記録してそれを各市町村に配布し、説明会にも説明しているということで回答した。県の方が、間違えて、きちんと書き写しているかわからない。あくまでも裁判で争ったものではない。推認であり刑が確定した案件ではない。ということで不安だと、審査会の中心になる委員の弁護士が言われた。偽造したものを使ったと思われるということを説明した上で、意見をいただいたということです。

県の意見

議題２－①③については、各市でそれぞれ定めている個人情報保護条例の内容あるいは運用に関することになるので、県として意見を申し上げる立場ではないと思っている。

議題２－②の自己情報のコントロール権について、従来消極的な建議として理解されてきたプライバシーについて、前よりも能動的、積極的に理解しようというところであり、様々な考え方が論じられているが、住民票等の不正取得に関しては、本人に対する人権侵害等の発生を危惧されていることから、単に不正取得の事実を通知にとどまることなく、不正取得者に対する氏名等の情報と含めた事実の通知、さらに本人に対するフォロー体制の十分な確保について検討する必要がある。一方で、不正取得者に関する氏名等を本人に通知するということは、不正取得者でも、個人情報の目的外利用となる。従って、各市町村の個人情報保護条例に基づき適正な手続きを得たうえで、個人の権利、利益の保護の必要性と、個人情報を利用することの猶予性を深く考慮し、各市町村の判断により開示の範囲を設定する必要がある。

（５）その他

（６）次年度当番市の決定

東海市に決定（市政施行順による）

（７）閉　会

市長会事務局（財政係長）　石川浩司